

鳥取縣公報

第四百五十六號

昭和八年九月十九日

火曜日

縣令

◇鳥取縣令二十七號

兒童虐待防止法施行細則左ノ通定ム

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

兒童虐待防止法施行細則

第一條 市町村長及警察署長兒童虐待防止法（以下法ト稱ス）第二條ニ該當スル事實アリト認

メタルトキハ左記事項ヲ具シ知事ニ申告スベシ

一 兒童ノ住所、氏名、年齢

二 保護責任者ノ住所、氏名、職業、兒童トノ續柄

- 三 親權者又ハ後見人ノ住所、氏名、職業
- 四 事實ノ要領
- 五 必要ト認ムル處分ノ種類特ニ家庭又ハ施設ニ委託ヲ要スト認ムルトキハ委託ヲ引受クベキ者ノ住所、氏名、職業
- 六 其ノ他處分ノ決定ニ付參考トナルベキ事項
- 第二條 前條ニ掲グル者法第二條又ハ第三條ノ規定ニ依リ知事が爲シタル處分ニ付其ノ變更又ハ廢止ヲ必要ト認ムルトキハ事由ヲ具シ知事ニ申告スベシ
- 第三條 法第二條第一項第二號ノ處分ヲ受ケタル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由アルトキハ直ニ其ノ旨ヲ知事ニ届出ヅベシ
 - 一 自己又ハ兒童ニ付住所又ハ居所ノ變更アリタルトキ
 - 二 兒童疾病ニ罹リ又ハ傷痰ヲ受ケ十日以上ニ亘リ醫療ヲ受ケタルトキ
 - 三 兒童死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ
 - 四 其ノ他兒童ノ身邊ニ著シキ變化アリタルトキ
- 第四條 知事ハ前條ニ掲グル者ニ對シ兒童ノ狀況ニ付報告ヲ徴シ説明ヲ求メ又ハ官吏吏員ヲシ

- ヲ視察セシムルコトアルベシ
- 第五條 法二條及第三條ノ規定ニ依リ兒童ノ委託ヲ受ケタル者(以下受託者ト稱ス)ハ本令ノ規定及知事ノ特ニ命ジタル條件ニ從ヒ兒童ノ養育ヲ爲スベシ
 - 第六條 第三條及第四條ノ規定ハ受託者ニ付之ヲ準用ス
 - 第七條 知事ハ必要アリト認ムルトキハ兒童ノ委託ヲ廢シ又ハ其ノ特ニ命ジタル條件ヲ變更スルコトアルベシ
 - 第八條 法第四條ノ規定ニ依リ本人又ハ扶養義務者ノ負擔スル費用ニ付テハ救護法施行細則第五條、第六條、第八條及第九條ノ規定ヲ準用ス但シ移送ノ費用ハ實費トス
 - 第九條 前條ノ費用ハ毎年度ノ分ヲ四期ニ分チ左ノ時期ニ徴收ス

第一期	七	月
第二期	十	月
第三期	一	月
第四期	四	月
 - 第十條 兒童ノ養育、醫療及移送ニ付本人又ハ扶養義務者ニ於テ特別ノ方法ヲ指定シタルトキ

00363

ハ第八條ノ規定ニ拘ハラズ其ノ實費ヲ負擔セシム此ノ場合ニ於テハ本人又ハ扶養義務者ニ於テ
知事ノ指定ニ依リ擔保ヲ供シ若ハ保證ヲ立テ又ハ前條ノ例ニ準ジ每期ノ費用ヲ前納スルコトヲ
要ス

第十一條 受託者ハ毎月五日迄ニ計算書ヲ添へ前月分ノ養育費ノ下付ヲ申請スベシ

シ 醫療又ハ移送ヲ爲シタルトキハ其ノ都度計算書及證憑書類ヲ添附シ其ノ費用ノ下付ヲ申請スベ
シ

第十二條 法第七條第一項ニ規定スル業務及行爲ニ兒童ヲ用フル者ニ付テハ第十三條乃至第二十
二條ノ規定ヲ適用ス

第十三條 戸戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ物品ヲ販賣スル業務ニ兒童ヲ用フル者ハ左記事項ヲ遵守ス
ベシ

一 毎月四日以上ノ休暇ヲ與フルコト

二 一日八時間以上就業セシメザルコト

三 午後九時ヨリ午前六時迄ノ間就業セシメザルコト

第十四條 前條ノ業務ニ兒童ヲ用フル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ兒童ノ使用

00364

ヲ禁止シ又ハ制限スルコトアルベシ

一 法第二條ノ規定ニ依リ處分ヲ受ケタルトキ

二 法令ノ規定ニ違反シタルトキ

三 公益ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキ

第十五條 第十三條ノ業務ニ尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル兒童ヲ用ヒントスル者ハ知事ノ許可
ヲ受クベシ

第十六條 前條ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左記事項ヲ具シ書面ヲ以テ申請スベ
シ

一 兒童ノ住所、生年月日、學歴

二 親權者又ハ後見人ノ住所、氏名、職業

三 兒童ヲ用フル者ノ住所、氏名、職業、經歷及兒童トノ續柄

四 物品ノ種類、販賣ノ態樣殊ニ時間、區域及方法

五 兒童ヲ用フル期間

六 報酬ノ額及方法、前借アルトキハ其ノ額、辨濟ノ期限及方法

七 通勤又ハ住込ノ別休暇、衣食ノ給與方法、教育其ノ他兒童ノ處遇方法
 前項ノ申請書ニハ兒童ノ戶籍謄本、健康診斷書及雇傭契約ノ約款ヲ添付スベシ
 第十七條 許可ヲ受ケタル者前條第一項第四號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ豫メ知事ノ許可ヲ受クベシ

前條第二項第二號乃至第三號ニ掲グル事項ニ變更アリタル場合又ハ兒童ノ雇止ヲ爲シタル場合ハ其ノ事由ヲ具シ直ニ知事ニ届出ズルコトヲ要ス兒童死亡シ又ハ行方不明トナリタル場合亦同ジ
 第十八條 戶戸ニ就キ又ハ道路ニ於テ歌謠、遊藝其ノ他ノ演技ヲ行フ業務ニ兒童ヲ用フルコトヲ得ズ但シ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル兒童ヲ用フルニ付知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 前條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケントスル者ニ付テハ第十六條ノ規定ヲ準用ス
 第二十條 第十三條及第十七條ノ規定ハ第十八條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル者ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 第十五條及第十八條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ知事ハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ之ヲ停止若ハ制限スルコトアルベシ

- 一 不實ノ申告ヲ爲シ許可ヲ受ケタルトキ
 - 二 法第二條ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタルトキ
 - 三 法令ノ規定又ハ許可條件ニ違反シタルトキ
 - 四 公益ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルトキ
- 第二十二條 左ニ掲グル業務又ハ行爲ニ兒童ヲ用フルコトヲ得ズ
- 一 不具畸形ヲ觀覽ニ供スル行爲
 - 二 乞食
 - 三 輕業、曲馬其ノ他危險ナル業務ニシテ公衆ノ娛樂ヲ目的トスルモノ
 - 四 藝妓、酌婦、女給其ノ他酒間ノ斡旋ヲ爲ス業務

第二十三條 法第八條ノ規定ニ依ル證票ハ左ノ様式ニ依ル

様式

第 號 昭和 年 月 日 交付

官 縣 印
 職 氏 名

兒童虐待防止法第八條 地方長官ハ第二條若ハ第三條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ヲ爲ス爲必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ兒童ノ住所若ハ居所又ハ兒童ノ從業スル場所ニ立入り必要ナル調査ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ證票ヲ携帯セシムベシ

兒童虐待防止法第十一條 正當ノ理由ナクシテ第八條ノ規定ニ依ル當該官吏若ハ吏員ノ職務執行ヲ拒ミ防グ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ兒童ヲシテ答辯ヲ爲サシメズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲サシメタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

堅 八センチメートル 横 十センチメートル 中央点線ノ所ヨリニツ折ト爲シ表面ニ

「兒童調査證票」ト記ス

附 則

本ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣令第二十八號

昭和八年六月鳥取縣令第十五號醫師發疹性有熱病其ノ他ノ患者ヲ診察シタルトキ届出方ノ件ハ之ヲ廢止ス

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

告 示

◆鳥取縣告示第三百七十七號

管下日野郡日野村大字榎市ニ於テ左記ノ通家畜傳染病發生セリ

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

病 名	畜 類	性	年 齡	發 病 年 月 日	轉 歸 年 月 日
氣腫痘	牛	牡	一歲	昭和八年九月一日	昭和八年九月一日斃死

00369

◆鳥取縣告示第三百七十八號

畜牛結核病豫防法施行規則第三條第一項ニ依リ左ノ期日及場所ニ於テ乳用牛及其ノ候補牛雜種種牡牛及其ノ候補牛並外國種牛ノ検査ヲ施行ス依テ右畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所轄警察署ノ指定シタル口時及場所ニ其ノ畜牛ヲ牽付検査ヲ受クベシ
前項ノ検査ヲ受クベキ畜牛ノ所有者又ハ管理者ハ所轄警察署ノ指定シタル検査期日三日前ヨリ所定ノ検査終了ニ至ル迄其ノ畜牛ヲ飼養地町村外ニ移動スル事ヲ得タ但シ品評會、共進會ニ出品ノタメ其ノ他止ムヲ得ザル事由ニ因リ所轄警察署ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限リニ在ラズ

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

臨床検査月日	臨床検査場所	注射検査月日	注射検査場所	検査區域
昭和八年十一月一日	東伯郡 三徳村	自昭和八年十一月一日 至同 年同月二日	東伯郡 三徳村	
同 年同月三日	東伯郡 舍人村	自同 年同月三日 至同 年同月四日	東伯郡 舍人村	

00370

同 年同月五日	東伯郡 淺津村	自同 年同月五日 至同 年同月六日	東伯郡 淺津村	倉吉警察署 管轄
同 年同月七日	東伯郡 長瀬村	自同 年同月七日 至同 年同月八日	東伯郡 長瀬村	
同 年同月九日	東伯郡 日下村	自同 年同月九日 至同 年同月十日	東伯郡 日下村	
同 年同月十一日	東伯郡 上北條村	自同 年同月十一日 至同 年同月十二日	東伯郡 上北條村	
同 年同月十三日	東伯郡 倉吉町 字圓谷	自同 年同月十三日 至同 年同月十四日	東伯郡 倉吉町 字圓谷	
同 年同月十五日	東伯郡 倉吉町 字東町	自同 年同月十五日 至同 年同月十六日	東伯郡 倉吉町 字東町	
同 年同月十七日	東伯郡 小鴨村 字福守	自同 年同月十七日 至同 年同月十八日	東伯郡 小鴨村 字福守	
同 年同月十九日	東伯郡 小鴨村 字生田	自同 年同月十九日 至同 年同月二十日	東伯郡 小鴨村 字生田	
同 年同月二十一日	東伯郡 高城村	自同 年同月二十一日 至同 年同月二十二日	東伯郡 高城村	

00371

同 年同月二十三日	東伯郡 市勢村	自同 年同月二十三日	東伯郡 市勢村
同 年同月二十五日	東伯郡 赤碕町	自同 年同月二十五日 至同 年同月二十六日	東伯郡 赤碕町

八橋警察署
管轄

◆鳥取縣告示第三百七十九號

左記ノ通養蠶實行組合設立ノ届出アリタリ

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

名 稱	事務所ノ所在地	設立年月日
濱坂養蠶實行組合	鳥取市濱坂三七一番地	昭和八年八月二十日
濱坂新田養蠶實行組合	同 八七番屋敷	同 八月二十六日

00372

◆鳥取縣告示第三百八十號

左記ノ者ニ對シ昭和八年九月十四日動力糶摺業免許證ヲ下付セリ

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

住 所	氏 名
東伯郡社村大字横田八三	長 田 清 太 郎
西伯郡加茂村大字兩三柳一、九〇三	田 中 佐 五 郎

◆鳥取縣告示第三百八十一號

岡山縣都窪郡撫川町大字下撫川二四一番墓地十七歩ハ今回道路敷地トシテ廢止ノ爲メ改葬スル事トナリタルニ付右墓地ノ葬主並有縁者ハ九月末日迄ニ都窪郡撫川町應徳寺住職具光東海ニ申出ヅベク

00373

若シ右期日迄ニ申出ナキモノハ管理者ニ於テ便宜改葬スベキ旨照會アリタリ
 昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

◆鳥取縣告示第三百八十二號

昭和八年九月產婆名簿ノ登録ヲ取消セシ者左ノ如シ

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

本籍 鳥取縣鳥取市立川町二丁目一六九番屋敷
 住所 同 縣同 市江崎町一二番地一

昭和八年九月三日死亡ニ付村山龍藏ヨリ同年九月七日付
 產婆名簿取消方出願ニ對シ同年九月八日取消

村 山 つ る

00374

◆鳥取縣告示第三百八十三號

昭和八年九月產婆名簿ニ登録セシ者左ノ如シ

昭和八年九月十九日

鳥取縣知事 館 哲 二

本籍 鳥取縣西伯郡中濱村大字小篠津一二一七番地
 住所 同 上

昭和八年九月六日
 第六五三號 登録

木 村 ま つ 子

明治十五年一月一日生

彙 報

市町村吏員異動

移動年月日	事由	町村名	職名	氏名	同	同	同	同	同
昭和七年四月一日	再任	岩美郡山後村	收入役	濱松喜興平	同	五月三十日	退職	全	上
同	滿期	津ノ井村	村長	棟尾清太郎	同	六月十日	就職	全	上
同	退職	全	上	村長	同	六月十八日	再任	八頭郡八束村	收入役
同	就職	全	上	村長	同	六月三日	再任	東伯郡下郷村	見染
同	就職	全	上	村長	同	六月三日	再任	東伯郡下郷村	源藏
同	就職	全	上	村長	同	六月三日	再任	東伯郡下郷村	章治

